## 区域外就学 手続き等について

#### 【通学区域・学校の指定について】

箱根町をはじめ、ほとんどの市町村では、住民登録している住所地により通学区域を定め、指定された小・中学校に通学することが原則となっています。

(根拠規定:学校教育法施行令第5条)

#### 【区域外就学について】

特別な事情により、町外から箱根町の小・中学校への就学(入学)を希望する場合は、保護者が区域外就学の手続きを行い、基準に基づき相当と認める場合には、箱根町の小学校・中学校への就学(入学)を許可する場合があります。

区域外就学を希望する場合は、注意事項と許可基準を確認のうえ、学校教育課の担当に問い合わせてください。区域外就学承認願等の提出書類は、連絡のあった方にお送りしています。必要に応じて、教育委員会に来ていただき、特別な事情等の聞き取りを行いますので、あらかじめご承知おきください。

学校教育課直通電話番号:0460-85-7600

### 【注意事項】

- I. 区域外就学の許可にあたっては、許可基準の他に、次の要件を充たす場合に認めています。
- (1) 児童(生徒)の通学途上の安全確保は、保護者が責任をもって行う。
- (2) 災害の発生及び児童(生徒)の病気、怪我その他緊急時には、保護者等と学校との連絡を円滑に行う。
- (3) 通学にかかる費用は、全額保護者が負担する。
- (4)給食費については、学校から受け取った納入通知書を使用して期限までに納付する。
- (5) 児童(生徒)及び保護者等の状況等に変更が生じる場合は、必ず学校及び教育委員会 へ報告する。
- 2. 教育委員会が必要と認めるときには、添付書類以外の書類等の提出を求める場合があります。
- 3. 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合、区域外就学許可の取消し、又は許可しない場合があります。
- (1) 申立の内容に虚偽があると判断するとき
- (2)許可の理由が消滅したとき
- (3) その他特別の事情により、保護者が希望する学校または変更を許可した学校への就学 が困難であると判断するとき

#### ○給食費について

町外在住者については、給食費無償化の対象外のため、給食費は保護者に負担していただきます。

# 【区域外就学許可基準】

申請理由				対象学年	許可期間 (最長)	提出書類
I	転出	(1)	町外へ転出したが、従前の 学校へ通学する場合。ただ し、区域外就学をする明確 な理由を必要とする	小 I ~ 5 年生 中 I ~ 2 年生 小 6 年生 中 3 年生	学期末まで   学期4/1~ 7/3  2学期8/1~12/3  3学期1/1~ 3/3  卒業まで	イ.区域外就学承認願 ロ.住民票(世帯全員)
		2	町外へ転出したが、学校行 事に参加するため、従前の 学校に通学する場合	全学年	学校行事終了 まで (年度内)	イ.区域外就学承認願 口.住民票(世帯全員)
2	一時転出	(1)	住宅の新・改築のため、 一時的に町外に転出した が、従前の学校に引続き 通学する場合	新   年生 全学年	必要と 認められる 期間 (概ね6か月)	イ.区域外就学承認願 ロ.住民票(世帯全員) ハ.売買契約書、工事請負契約書等の写 し(賃貸の場合は、建物賃貸借契約 書の写し等)
		2	災害、親族の病気、保護者の仕事の都合により、 一時的に町外に転出した が、従前の学校へ通学する場合	新   年生 全学年	必要と 認められる 期間	イ.区域外就学承認願 ロ.住民票(世帯全員) ハ.医者の診断書 ニ.就労証明書 ホ.その他状況を証明する書類(必要に 応じて)
3	転入予定	①	住宅の購入・新・改築また は借家への入居のため、概 ね6ヶ月以内の転入が確 実で転入予定地の学校に 通学する場合	全学年	転入予定日まで (概ね 6 か月)	イ.区域外就学承認願 ロ.住民票(世帯全員) ハ.売買契約書、工事請負契約書等の写 し(賃貸の場合は、建物賃貸借契約書 の写し等)
4	家庭の事情	$\Theta$	保護者が共働き等で、児童・生徒の登校前・下校後、祖父母等の家に預けられている場合	全学年	学年末 (年度毎申請)	イ.区域外就学承認願 ロ.住民票(世帯全員) ハ.就労証明書(同一世帯の就労者全員分) ニ.預かる人の同意書 ホ.預かる人の住民票 へ.営業許可書等証明書(自営の場合)
		2	保護者の就業形態、就業地 の関係により、就業先、自 営店舗から学校に通学す る場合	全学年	学年末 (年度毎申請)	イ.区域外就学承認願 ロ.住民票(世帯全員) ハ.就労証明書(同一世帯の就労者全員分) ニ.就業先の同意書

			申請理由	対象 学年	許可期間 (最長)	提出書類
5	教育的配慮	①	いじめ、不登校等の原因に より、在籍校への通学が困 難で、教育的配慮が必要な 場合 学習環境にあきらかな問 題がある場合	新   年生 全学年	必要と 認められる 期間	イ.区域外就学承認願 ロ.住民票(世帯全員) ハ.学校(園)長の意見書
		3	その他教育長が必要と認める場合	新   年生 全学年	必要と 認められる 期間	イ.区域外就学承認願 ロ.住民票(世帯全員) ハ.教育長が認める書類(教育委員会で の面談を要する)
6	身体的理由	①	身体的理由により、指定校 以外の学校へ通学する場 合	全学年	学年末まで (年度毎申請)	イ.区域外就学承認願 ロ.住民票(世帯全員) ハ.医師の診断書
7	兄弟姉妹	①	既に兄弟姉妹が許可を受け、同じ学校に就学してい る場合	新   年生 全学年	卒業まで	イ.区域外就学承認願 ロ.住民票(世帯全員)